

1.5 景観の保全と再生に向けた技術支援に関する研究

9) 歴史的風致形成に資する建造物等の保全・活用方策に関する研究	
【都市公園事業調査費】	49
10) 河川総合開発事業における景観評価構造分析調査	
【河川総合開発事業調査費】	53
11) 道路事業における景観検討の費用に関する検討調査	
【道路調査費】	55

歴史的風致形成に資する建造物等の保全・活用方策に関する研究

Reserch for Conservation and Utilization of Buildings Contributing Historical Landscape

(研究期間 平成 20～23 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長	松江 正彦
Head	Masahiko MATSUE
主任研究官	小栗ひとみ
Senior Researcher	Hitomi OGURI
研究官	阿部 貴弘
Researcher	Takahiro ABE

Act on Maintenance and Improvement of Traditional Scenery in Certain Districts was promulgated in May, 2008. This study is aimed for provision of information to promote maintenance and improvement of traditional scenery for a local government. We examine measures for the appropriate maintenance and utilization of buildings and effective utilization of the system.

〔研究目的及び経緯〕

平成 20 年 5 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という）が成立し、まちづくり行政と文化財行政が連携した歴史的風致の維持向上が推進されることとなった。平成 22 年 2 月現在、全国 15 都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受け、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりに取り組んでいる。歴史まちづくりの推進にあたっては、地域特性を踏まえながら、歴史的風致を形成する主要な要素である建造物等を適切に保全・活用・復元することが重要であるが、多くの自治体では、これまで歴史や文化に着目したまちづくりの実践経験が少なく、そのため建造物等の保全・活用・復元等に関する専門的な技術や知識を持った職員を配置してい

ない状況にある。また、建造物等の条件に応じた保全・活用・復元等の手法やプロセス、制度の活用方法等に関する十分な情報も提示されていない状況にある。

そこで本調査は、全国において歴史まちづくりを推進するため、地域の歴史や立地条件等の地域特性に応じて、歴史的風致形成に資する建造物等を類型・整理するとともに、具体的な保全・活用・復元等の手法やプロセス、さらにその実施にあたっての留意事項等について検討するものである。

〔研究内容〕

平成 21 年 12 月現在までに認定を受けた 12 都市（金沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市、犬山市、下諏訪町、佐川町、山鹿市、桜川市、津山市、京都市）を



図-1 研究の流れ

対象として、歴史的風致維持向上計画のレビューおよびアンケート調査を実施し、計画認定の効果や計画推進・事業実施における課題等を把握した。また、20年度に実施した自治体アンケートの対象 25 都市、前述の認定都市 12 都市、および国の重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区を有する 17 都市のデータから、歴史的風致を構成する主要素（建造物等）を地域特性に応じて分類・整理するとともに、構成要素ごとの具体的な保全・活用・復元等の方策について分析を行った。さらに、彦根市、亀山市、甘楽町の3都市を対象とした事例研究を行い、分類・整理した構成要素および保全・活用・復元等の方策の妥当性を検証するとともに、各都市における特徴的な取組みや課題を分析した。研究の流れを図-1 に示す。

〔研究成果〕

1. 建造物等の保全・活用・復元等の方策の分析

歴史的風致を構成する主要素は、「まちの成り立ちに着目した都市類型」と「構成要素の性格・役割」の2軸により分類・整理を行った。このうち、都市類型については、「城下町」「宿場町」「港町・川湊町」「在郷町・産業都市」「寺社町」「農山漁村集落」の6類型を基本的な枠組みとし、さらに個々の町並みの性格に基づいた細分類（武家地、町人地等）を設けた。また、構成要素の性格・役割については、「歴史的風致を特徴づける象徴的な要素」「歴史的風致を演出／際立たせる要素」「歴史的風致の基盤を形成する要素」「その他関連要素」の4つの分類を設定した。

次に、それらの構成要素ごとに、保全・活用・復元等の方策を検討し、各要素の都市における本来の役割と、保全・活用・復元等の基本的な方向性および具体的な方策をまとめた。結果の一例として、城下町（町人地）を図-2 に示す。

2. 推進体制および関連施策等との連携方策の分析

1) 計画・事業の推進体制

推進体制については、庁内連携、第三者機関・専門家等との連携、関係機関との連携の観点から分析を行った。その結果、庁内の部署間における連携体制として、「歴史まちづくり担当部署の設置」「歴史まちづくり担当部署の設置」「部署、担当者間の連携」の3つが、また歴史まちづくりに関わる審議等を行う庁外体制として、「歴史まちづくりに関わる総合調整機関の設置」「既存の分野別の審議会等の活用」「アドバイザーの設置」の3つが、それぞれ整理された。各体制の概要、効果・利点および課題を表-1、2 に示す。

2) 関連施策等との連携方策

上位計画および景観・都市計画・まちづくり関連施策との連携のあり方については、以下のように整理された。

①上位計画との連携

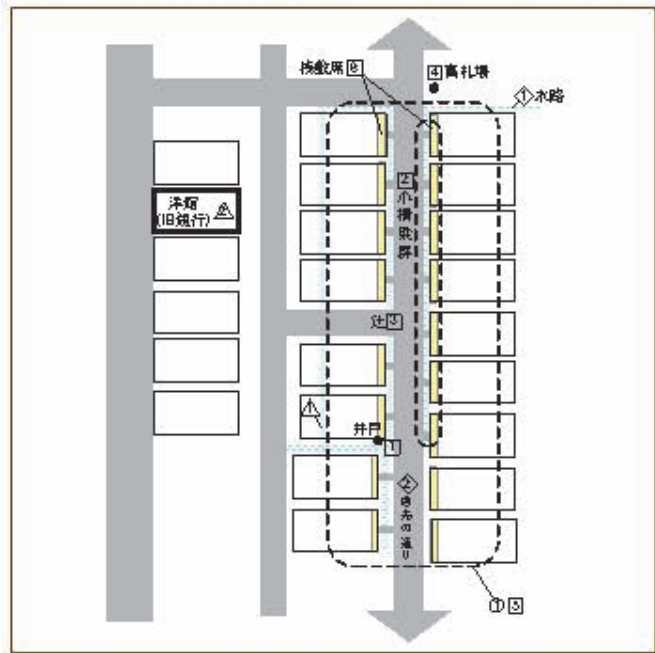
総合計画等の上位計画に歴史的風致の維持向上に関する施策を位置づけることで、歴史まちづくりの継続性を担保するとともに、歴史まちづくりに関わるビジョンを明確にすることができる。

②関連施策との連携

景観計画、都市計画等により、歴史的風致の維持向上に資する規制・誘導方策等を位置づけることで、景観形成やまちづくりの取組みと連携した歴史的風致の維持向上を図ることができる。関連制度等との連携においては、歴史的維持向上計画が景観計画、都市計画等と相互に柔軟な連携・役割分担を行うことが重要である。このうち、都市計画に関しては、歴史的風致維持向上計画の重点地域の周辺において、眺望確保等を目的として規制を厳しくする一方で、重点区域内において、建築基準法とも連携して、歴史的風致を守るために規制を緩和（三項道路規定の活用、防火地域・準防火地域の指定解除など）するといった役割分担を図ることが考えられる。また、景観計画に関しては、屋外広告物法とも連携して、歴史的風致を有する地域とその周辺を含めた総合的な規制・誘導を図ることが考えられる。

3. 事例研究

事例研究の対象都市は、認定都市（予定を含む）の中から、都市類型や他地域への汎用性等を考慮して選定した。彦根市は、時代の変遷にも関わらず、築城当時の区画から大きな改変のない、典型的な城下町構造を有する都市であり、都市整備に関わる様々な取組みの蓄積がある。そこで、城下町の区画や町並み等をうまく残すための整備手法を探ることをねらいとして分析を行った。亀山市では、城下町や3つの宿場、2つの集落とこれを結ぶ東海道の沿道という、街道を軸とした線的な空間で重点区域を構成している。一般に、延長の長い街道では、複数の道路管理者、多数の住民・事業者が存在し、調整の仕組みをどう整えるかが課題となることから、ここでは街道・道路および沿道の町並み整備に関わる複数主体間のデザイン調整の仕組みについて分析を行った。甘楽町は、町中に張り巡らされた水路網や町全体に広がる石垣・石積みが特徴的な都市である。この事例では、水路網をネットワークとして保全・継承する方策や、石垣・石積み技術を継承するための方策について分析を行った。結果の一例と



連続する町家の町並み(美濃市)



いがわの小径(那上市)



多様な看板類(恵那市岩村)



雄川堰(甘藷町)

【歴史的風致の維持向上に資する建造物等の保全・活用・復元等の方策(例)】

歴史的風致を構成する要素	都市における本来の役割	保全・活用・復元等の方策(例)	
		基本的な方向性	具体的な方策[主な事例]
歴史的風致を特徴づける象徴的な要素	①連続する町家の町並み	○連続的な町並みの基調を整える	○合意形成と連続的な町並みの維持
		○隣接建築物同士の空間的秩序の尊重する	○町家等の維持・修理、修景
		○歴史的町並みの顕在化	○共通する形態や素材、伝統的意匠・様式の継承 ⇒屋根勾配、軒高、棟の長さ等に関する規定[宇陀市松山]
		○商いに関わる生業を伝える核的施設の維持、公開	○現代の看板、屋外広告物等の整除 ○アーケードの撤去 ⇒「まち提案事業」によるアーケード撤去助成[倉吉市]
歴史的風致を演出/際立たせる要素	④共同井戸、水屋、共同カワド(洗い場)	○コミュニティの共用施設の再生、共同管理の継承	○町家・蔵・商家等の修理、資料館等としての公開 ⇒買取り、市民等と連携した運営、市の文化財等としての指定、資料館の整備[宇陀市松山、美濃市美濃]
	④水路を渡る小橋梁群	○コミュニティの共用・交流空間の維持、再生	○共同管理のルールづくり[郡上市 やなか水のみち]
	④祭りの舞台となる辻、伝統的な市が立つ辻	○祭りの空間を引き立てる地となる要素の洗練	○水場等の修理・修景、復元整備[郡上市 いがわの小径]
	④高礼場	○人の滞留空間と一体となった施設を再現する	○橋の修理、修景、復元 ⇒重伝建地区の特定物件等への指定、歩行者専用化
歴史的風致の基盤を形成する要素	④多様な看板類	○伝統的な商いのしつらいを継承する	○祭りのルートとなる通りの単一の道路断面の継承
	④祭りの舞台となる棧敷席	○商いを示す情報	○重厚な山車等の巡行に対応した道路・辻の整備[川越市]
	◇水路、水路網	○祭りのしつらいを尊重した建築・住文化の継承	○近世と同一の辻での「市」の継続開催 ⇒交通コントロール・駐車場整備による市が立つ辻への車両進入抑制[宇陀市松山]
	◇店先の通り	○生活を支える施設、非常時の防火施設	○高礼場の復元整備
その他関連要素	△庭を通る水路	○生活・経済を支える施設	○「杉玉」「暖簾」「屋号」等の掲出
	△洋館	○所有者の趣味的空間、生活を支える施設	○現代の看板、屋外広告物等の整除 ⇒屋外広告物条例における「歴史的伝統的意匠屋外広告物」の位置づけ[金沢市]
		○コミュニティの共用施設の再生、共同管理の継承	○祭りに対応する建築形態や空間利用の継承 ⇒主屋前面の棧敷・ニワ・テノマや棧敷窓等の継承[日野市本町通り]
		○町並みを引き立てる「地」となる要素を洗練する	○水路網と水循環の再生、水路の修理・修景、復元整備
		○コミュニティの共用施設の再生、共同管理の継承	○水路の規模・構造の維持・保全(流下能力等は他の方法で確保する)
		○近代に続く繁栄を示す核的要素の維持、公開	○水路沿いの花・植栽の育成、管理
			○官民境界部のおさまりに配慮した修景
			○電柱・電線類の整除[美濃市 目の字地区]
			○水路網と水循環の再生、水路の修理・修景 ⇒庭先の水路の「市の財産」としての広報による維持管理への意識啓発[恵那市岩村]
			○旧銀行・洋館等の修景、展示施設等としての活用 ⇒大規模空間の企業展示室としての活用[熊本市]

図-2 建造物等の保存・活用・復元等の方策の分析結果—城下町(町人町)の例—

して、彦根市の事例からみた歴史的風致の維持向上に効果的な取組みを表-3 に示す。

【成果の活用】

次年度において、歴史的風致の維持向上に資する建

造物等の保全・活用・復元等具体的な手法・プロセス等に関する事例集を取りまとめるとともに、歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価の仕組みおよび手法を構築し、歴史的風致形成の実務において活用を図る予定である。

表-1 計画・事業の推進体制ー庁内の部署間における連携体制ー

庁内の部署間における連携体制	概要	効果・利点	課題
歴史まちづくり担当部署の設置	文化財部局とまちづくり部局が連携した歴史まちづくりの実践蓄積がある都市において比較的多く見られる体制	・事業間・施策間の調整にあたり、高い調整力を有する ・文化財部局とまちづくり部局の日常的な情報交換が可能	・大幅な組織再編を行う必要があるため、体制構築に時間がかかる（議会承認が必要）
関係部署連絡調整会議の設置	新たに歴史まちづくりに取り組む都市において比較的多く見られる体制	・部署間の定期的な情報交換を行える ・比較的規模の大きな案件では、部署間の調整の場として機能する	・会議を頻繁に開催することが難しく、日常的な情報交換は行われにくい ・比較的規模の小さな案件についての調整の場としては機能しにくい
部署、担当者間の連携	比較的人口規模の小さな都市において多く見られる体制	・会議設置・開催等の調整・手続が省かれ、比較的小回りのきく対応が可能	・比較的規模の大きな案件では、別途調整会議等を設置する必要がある ・関係部署間の情報交換が行われにくく、庁内の横断的連携や意識啓発等にはつながりにくい

表-2 計画・事業の推進体制ー歴史まちづくりに関わる審議等を行う庁外体制ー

歴史まちづくりに関わる審議等を行う庁外体制	概要	効果・利点	課題
歴史まちづくりに関わる総合調整機関の設置	国・県・市・民間といった異なる主体が行う、様々な公共事業、開発事業等について、計画・設計内容の整合やデザイン調整を一括して行う総合調整機関を設置	・事業間・施策間の調整にあたり、専門的見地から、分野横断的な高い調整力を有する －個別事業の質の確保 －事業関連携の促進 －デザイン調整の推進	・組織体制、組織の位置付け、既存の庁外組織との役割分担、組織運営を担う事務局の設置等、庁外体制に関する総合的な検討が必要のため、体制構築に時間がかかる ・技術力・調整力を備えた委員を選出する必要がある
既存の分野別の審議会等の活用	事業の分野や内容に合わせ、既存の文化財保護審議会や景観審議会、都市計画審議会等に個別に計画・設計内容を諮る	・既存の組織を活用できるため、組織設置の調整・手続が省かれる ・専門的見地から、個別事業の質が確保される	・分野別・案件別に審議されるため、総合的な歴史まちづくりの観点からの事業関連携、デザイン調整を行うことが難しい
アドバイザーの設置	歴史まちづくりに関する優れた見識を有し、地域の状況をよく知る学識経験者や専門家をアドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられるような体制を構築	・長期にわたり歴史まちづくりに関わるアドバイザーの選出により、首尾一貫したアドバイスが可能になる ・個別にアドバイスを伺うため、会議開催の調整・手続が省かれ、比較的小回りのきく対応が可能になる	・偏ったアドバイスとならないよう、技術力・調整力を備えたアドバイザーを選出する必要がある ・アドバイザーの位置付けを明確にするため、条例等によりアドバイザーの権限を明示する必要がある

表-3 彦根市の事例からみた歴史的風致の維持向上に効果的な取組み

項目	具体的な方策
歴史的風致の維持向上に資する汎用的な取組み	・良好な歴史的風致の存在するエリアを回避する交通網の構築 ・歴史的風致の中核領域の外縁における環状道路の設定 ・歴史的風致の改変を最小限に留める幹線道路の線引きと改良
歴史的風致との共存を図るまちづくりの推進方法	・旧来の街区に基づく小規模な空間単位での現代のニーズに応える都市整備
地域の履歴を活かすまちづくり	・歴史的風致消失を回避するための行為の制限、規制等 ・地域の生活・商業・観光等におけるニーズと歴史的風致との調整 ・規制緩和（三項道路規定の活用等）を含む町並みの維持・誘導

河川総合開発事業における景観評価構造分析調査

Analysis of Evaluation Structure of Landscape around Dam

(研究期間 平成 20～21 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長	松江 正彦
Head	Masahiko MATSUE
主任研究官	小栗ひとみ
Senior Researcher	Hitomi OGURI
研究官	阿部 貴弘
Researcher	Takahiro ABE

In this study we analyzed the evaluation structure of landscape around dam by conducting evaluation experiment by citizens, dam engineers and landscape specialists. As a result, we clarified the evaluation structure of each dam components, and also found out the evaluation structure of the whole dam space.

〔研究目的及び経緯〕

ダム事業における景観形成は、いわゆるバブル期には、高価な素材の使用、即物的なデザイン、技術と切り離されたデザインを用いるといった、現在から見れば良好な景観創出とは評価しがたい事例も見られ、現在においても、なお同様の状況が散見される。その要因として、ダム事業により形成される景観について、その評価の観点や項目が整理されていないことが挙げられる。

そこで、本研究は、ダム事業により形成される景観が、はたしてどのような観点から評価されているのか、印象評価実験の実施により、ダム空間の景観評価構造を明らかにすることを目的とした。ダム空間の評価対象としては、ダム湖全体、ダム本体、ダム関連施設、さらにダム事業により形成される園地等の周辺環境などとし、また、評価の視点としては一般市民、ダム技術者、景観専門家などさまざまな立場を考慮し、それぞれの景観評価構造とその共通点・差異等を分析した。

平成 20 年度は、ダム景観検討・評価に関する既存知見の整理を行い、ダムにおける景観形成の変遷をまとめるとともに、ダム空間を構成する個別要素を対象とした印象評価実験を実施し、それら個別要素に関する景観評価構造の分析・考察を行った。平成 21 年度は、ダム空間全体を対象とした印象評価実験を実施し、平成 20 年度の個別構成要素の景観評価構造と合わせて、ダム空間の景観評価構造を明らかにした。

〔研究内容〕

印象評価実験は、以下により行った。

- 1) ダム空間構成要素の景観評価構造
評価対象は、ダム本体関連要素（ダム堤体）、ダム

湖周辺道路関連要素（湖岸橋梁、道路擁壁、道路法面）およびダム湖水辺関連要素（水位変動域）とした。

このうち、ダム本体関連要素に関しては、我が国の代表的なダム堤体 12 事例の写真を提示し、全体の印象および親しみやすさが感じられるデザインか否かなど 5 つの評価項目について、二択による回答を求めた。被験者は、一般市民 40 名、ダム技術者 20 名、景観専門家 9 名の計 69 名である。

また、ダム湖周辺道路関連要素では、2 種類のベース写真をもとに、フォトモンタージュにより比較する写真刺激を作成し、一対比較法および標準刺激との比較による 2 通りの実験を行った。被験者は、一般市民 40 名、ダム技術者 16 名の計 56 名である。

2) ダム空間全体の景観評価構造

ダム空間全体に関しては、ダム空間全体の総合的な景観評価と、個別要素の評価との関係を明らかにすることをねらいとして、次の 2 通りの実験を行った。被験者は、それぞれ一般市民 40 名、ダム技術者 10 名、景観専門家 9 名の計 59 名である。

実験Ⅰ：ダム空間全体の様々な 1 セット 7 枚の写真を提示し、これらの複数の写真から得られるセットごとのダム空間全体の総合的な景観評価と、セット内の個々の写真の景観評価を尋ねる。

実験Ⅱ：6 枚の写真からなる 4 つのダム空間要素のグループを準備し、各グループから最低 1 枚を選択することを条件に、「良好なダム空間を構成するために必要」と思う写真 7 枚を選定してもらう。

〔研究成果〕

1. ダム空間全体の景観評価構造

ダム空間全体の景観評価の構造は、以下のような特

徴を有している。

- ①ダム空間の全体の景観は、「自然性」（湖面の水際の状態、湖面の広がり、湖面越しの山の緑などからなる、総体としての印象）、「快適性」（湖畔の広場等の状態の印象）、「印象性」（湖面橋等の大規模構造物の印象）の3つの観点から評価される。
- ②「自然性」は、ダム空間全体の景観評価を高めるための基本的要件であり、「自然性」の観点からの印象が良好なことが、ダム空間全体の景観評価を高める。
- ③「快適性」は、ダム空間全体の景観評価を向上させる付加的要件であり、「自然性」の観点からの印象の良好さに「快適性」の観点からの印象の良好さが加わると、ダム空間全体の景観評価はより高くなる。
- ④「印象性」は、「自然性」「快適性」によってなされる、ダム空間全体の景観評価とは別の観点からの二次的な評価であり、「印象性」の評価だけでダム空間全体の景観評価が良くなる、あるいは悪くなることはない。
- ⑤極端に悪い景観要素の存在は、「自然性」「快適性」の2つの観点に基づくダム空間全体の景観評価の構造に変化を与え、ダム空間全体の景観評価は頭打ちになり、良好なものとはならない。

2. ダム空間を構成する要素の景観評価構造

1) 湖畔道路

湖畔道路は、「自然性」に関する景観要素であり、ダム空間全体の基調となる「地」の景観に強い影響を及ぼす。地形改変や構造物の印象が強く、ダム空間全体の景観評価に対してはプラスに作用しない。

湖畔道路の景観評価は、段階的な評価構造を有しており、まず全体的な地形改変の印象が評価され（第一段階）、次に道路構造による景観の印象が評価され（第二段階）、最後に道路施設群としての景観の印象が評価される（第三段階）。全体的な地形改変の印象が大きいと、道路施設群としての景観的な配慮は有効な効果を発揮しない。

2) 湖畔水辺

湖畔水辺も、「自然性」に関する景観要素であり、ダム空間全体の基調となる「地」の景観に強い影響を及ぼす。自然的な印象の水辺だけでなく、整備された親水性の高い水辺も評価が高く、ダム空間全体の景観評価に対してプラスに作用する可能性のある要素である。

3) 湖畔広場

湖畔広場は、「快適性」に強く関わる景観要素である。湖畔広場に対する評価は総じて高く、ダム空間全体の景観評価に対してプラスに作用する可能性のある要素である。整備タイプに着目すると、自然的な印象の湖畔広場よりも整形的な印象の湖畔広場の方が、相対的に評価が高い。また、一般市民、ダム技術者、景観専門家といった属性により評価傾向に差が現れやすい特徴がある。

4) 橋梁

橋梁は、「印象性」に関する景観要素であり、特に湖面を渡る大型橋梁の景観は、ダム空間全体の景観評価に強い影響を及ぼす。印象的で目立ちやすい橋梁は、ダム空間全体の景観評価に対してプラスに作用する可能性があるが、景観的な配慮に乏しい橋梁は極端に悪い景観として評価されやすいというように、橋梁はプラスに作用するものとそうでないものに区分される。また、属性による評価傾向に差がみられる要素である。

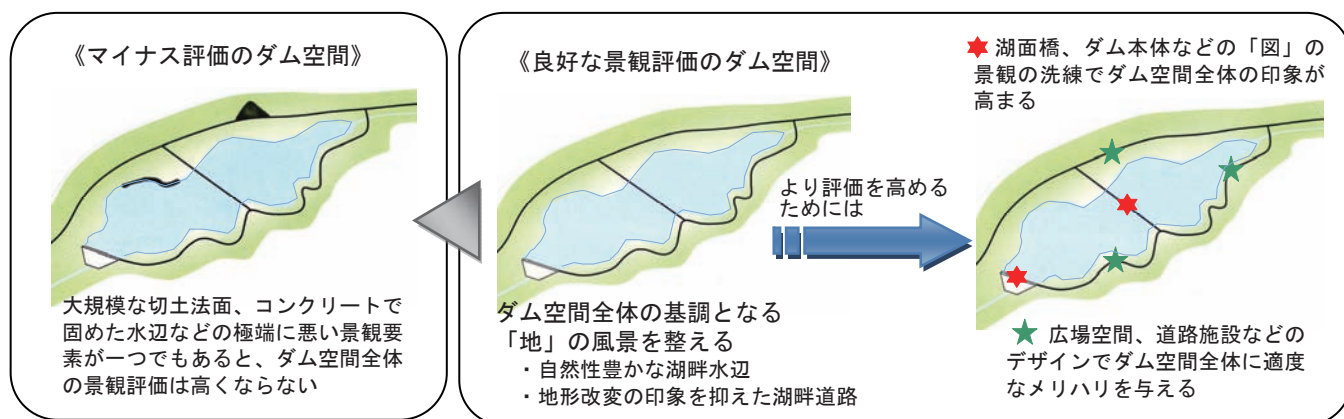
5) ダム本体

ダム本体は、「印象性」に関する景観要素であり、極めて固有性の強い景観評価構造を有する。ダム本体の景観評価では、①「親しみやすさ」「地域性の表現」、②「整然さ」「土木構造物らしさ」の2つの評価軸が整理されたが、属性による評価の違いに着目すると、①は差が大きく、②その差が小さいという特徴がある。

【成果の活用】

本研究における成果をもとに、ダムの新設・改修時の景観整備における留意点や配慮事項をとりまとめた、現場のダム技術者向けの「ダム景観整備に関する手引き」を作成する予定である。

図 景観評価構造を踏まえたダム空間の景観整備の考え方



道路事業における景観検討の費用に関する検討調査

Investigation about the expense of Roadscape Development

(研究期間 平成 21 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長	松江 正彦
Head	Masahiko MATSUE
主任研究官	小栗ひとみ
Senior Researcher	Hitomi OGURI
研究官	阿部 貴弘
Researcher	Takahiro ABE

The purpose of this investigation was to collect basic information to examine the guideline for concerning the cost of the aesthetic public works. In this investigation, the effect of the aesthetic public works in road construction was figured out what factor determine to clarify the effect of the aesthetic public works.

[研究目的及び経緯]

国土交通省では、平成 19 年度からの景観アセスメントシステムの本格運用を受け、直轄事業における景観形成が進められている。景観検討に当たっては、費用とのバランスが常に問題となっているが、費用の妥当性を議論するためには、まず景観アセスメントシステムに基づく検討によって実現した景観向上が、具体的にどのような効果を生み出しているのかを明らかにし、それをもとに費用に関する考え方を整理する必要がある。本調査は、平成 16 年度以降に景観アセスメントシステムにより景観検討が実施された事業を対象として、「公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き(案)」(平成 21 年 3 月、以下「手引き(案)」という)に基づく事後評価を実施し、景観アセスメントによる景観向上の効果を把握することにより、景観検討の費用に関する指針を検討するための基礎資料を得ることを目的としている。

[研究内容]

1. 調査対象事例の選定

景観アセスメント試行事業および重点検討事業の実施状況を整理し、供用または一部供用となっている事業を抽出した上で、その中から地域バランスを考慮して 13 事業を調査対象事例として選定した。選定にあたっては、手引き案の適用範囲である「周辺に人が住み日常的な利用がある施設」(都市内道路)のみならず、適用外の「周辺に人の住んでいない施設」(山間部の道路等)も対象とすることとした。また、事業特性による景観向上効果の発現の違いを把握するため、道路以

外の分野の事業も調査対象に含めた。

2. 景観向上効果の確認調査

「手引き(案)」では、景観に配慮した公共事業として高い評価を得ていた 13 事例における調査結果をもとに、景観向上効果の考え方とその調査手法を整理している。なお、ここでの景観向上の効果としては、人の直接的な利用を前提として、意識に与える効果、活動に与える効果、周辺空間に与える効果を捉えているが、特に積極的な景観創出によるプラスの効果を扱っている。したがって、都市内の道路や街路の事例が取り上げられているものの、山間部の道路のように周辺にほとんど人が住んでおらず、周辺の自然景観への改変を極力抑えることをねらいとしたような景観整備については適用外となっている。そこで、今回の景観向上効果の確認調査にあたっては、「手引き(案)」で示された手法を基本としつつ、道路事業の特性を踏まえた新たな手法の可能性や効果項目の妥当性を検討することも目的に加え、調査を行うこととした。

調査は次のような手順で進めた。まず、1. で選定した事例について、既存資料調査および事業者、景観アドバイザー、設計者等へのヒアリングを行い、事業概要、景観形成にあたり配慮すべき事項、景観整備方針、景観検討の経緯等の情報を収集した。次に、それらの情報から「設計意図と期待される効果」および「期待される効果の発現段階」を整理し、各事例の特性を踏まえて具体的な調査方法・内容を設計した。なお、新たな手法として、当該道路の走行経験者を対象としたインターネットアンケートも試みた。調査結果は、「手引き(案)」に示された「調査により確認された効

果及び波及効果」「効果の波及フロー図」および「プロット図」の形式で、事例ごとに整理した。

3. 景観向上効果とりまとめ

確認調査結果から、道路事業における景観向上効果項目を整理するとともに、事業特性を考慮した景観向上効果の把握手法をとりまとめた。

[研究成果]

1. 確認された景観向上効果

道路事業において確認された景観向上効果について、「手引き(案)」で示された効果項目により整理すると表-1のとおりである。このうち、最も発現が顕著だった効果は、「整備された空間に対する認知・印象」に区分される項目であった。なお、今回の調査では、「手引き(案)」以外の新たな効果項目は確認されなかった。

また、景観整備による波及効果については、限られた項目での発現が確認されたのみであったが、これは一部供用の事業が多かったため、波及効果が発現する段階に達していないことが影響していると考えられた。

2. 道路事業における景観向上効果把握手法

山間部の道路等における周辺景観への影響低減に関する効果については、設計意図が適切に実現していれば自ずと効果が発現されると考えられることから、関係者・利用者へのヒアリング調査、現地確認調査によ

って設計意図どおりに整備が行われているか否かを評価することで、効果の確認を行うことが可能である。アンケート調査は、効果を定量的に確認する場合や一般市民による評価が必要な場合において、質問項目を限定した簡易な調査を実施することが適当である。今回試行したインターネットアンケートも、景観整備による総合的な効果を捉える上で有効な手法である。

[まとめ]

今回の調査により、限定的ではあるが道路事業における景観整備の効果を把握することができた。しかし、景観検討に関する費用の妥当性を検討するための基礎資料となる、景観検討を行った場合と行わなかった場合の費用の比較や景観検討実施による工事費の増減に関する定量的なデータが不足している。

各地方整備局においては、「手引き(案)」の作成を受けて、景観アセスメントシステムの実施要領の改訂や事後評価の試行に取り組み始めているところであり、今後事後評価の実施事例が蓄積していくことが期待される。事業の特性やプロセスの違いによっても、発現する効果は異なることから、様々なケースの効果を分析し、事業担当者との意見交換を行いながら、費用の妥当性に関する考え方の整理を進めていく必要がある。

表-1 道路事業において確認された景観向上効果

景観整備による効果		調査結果		
整備された空間に対する認知・印象	①整備した空間の印象の向上	・景観が向上した ・景色を見るための新たな視点場となった ・周辺の山々の眺望が美しく地域資源を再認識した ・自然と馴染む景観となっている ・周辺の自然景観とともに新たな風景をつくっている		
	②整備した空間の機能向上に対する認知	・歩きやすい歩道空間が提供されている ・気持ちの良い走行が楽しめる空間となっている		
意識に与える効果	①親しみ・愛着、誇りの向上/その他	・地域に対する愛着が醸成された ・親しみ、愛着、誇りを感じる		
	②地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知	・橋梁が地域のシンボル・ランドマークとなっている		
	③景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり	・市民のまちづくりや環境に関する意識が高まった		
活動に与える効果	住民の日常生活での利用に与える効果	①利用の増加 ・歩行者が増加した ③コミュニティの形成 ・集会場での集まりや夏祭りの開催によりコミュニティの繋がりが強くなった		
	団体活動、維持管理活動に与える効果	①イベントの開催	・道の日イベント開催範囲の拡大 ・冬期イルミネーションの実施 ・地元小学校のマラソン大会の開催 ・夏祭りの開催 ・集会場がでぎ地域の集まりが活発化	
		②維持管理活動の実施	・ボランティア・サポート・プログラムの実施(花の植え替え、落ち葉清掃) ・子供たちによる清掃活動の実施	
③地域活動団体の活動の発展		・まちづくり協議会による中心商業地でのまちづくり活動の展開		
景観整備による波及効果		調査結果		
周辺空間に与える効果	隣接する空間整備に与える効果	③公共空間整備の拡張 ・緑陰道路プロジェクト推進事業の展開		
	周辺空間整備に与える効果	①周辺施設整備との連携 ・商業活動の活性化 ・地元自治体による周辺整備(集会場、公園、散歩道など) ②視点場の形成 ・簡易パーキングエリアの整備		
地域経済に与える効果		②観光振興 ・観光利用の増大(全線完成後の見込)		
外部評価の高まり		①外部機関(専門家)からの表彰 ・土木学会「田中賞」の受賞		

注：数字は「手引き(案)」で示された項目番号に対応している